

重要事項説明書

小規模多機能ホームえみな エルムの家

小規模多機能ホームえみな エルムの家 重要事項説明書

1. 事業所

- (1) 法人名 株式会社 えみな
- (2) 法人所在地 千歳市日の出2丁目3番4号
- (3) 電話番号 0123-22-7074
- (4) 代表者氏名 糸田 純子
- (5) 設立年月 平成15年 2月 17日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定小規模多機能型居宅介護事業所
平成25年7月18日 指定 千歳市
- (2) 事業所の目的
住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 小規模多機能ホーム えみな エルムの家
- (4) 事業所の所在地 千歳市長都駅前5丁目1-10
- (5) 電話番号 TEL 0123-23-2263
FAX 0123-22-2252
- (6) 事業所長（管理者）氏名 原田ひでみ
- (7) 当事業所の運営方針
利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。
- (8) 開設年月 平成25年7月26日

(9) 登録定員 25名

(10) 居室等の概要

当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。宿泊サービスの際に利用される居室は個室ですが、2人部屋など他の種類の利用をご希望される場合は、その旨お申し出ください（ただし、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります）。

居室・設備の種類		室数	備考
宿泊室	個室	6室	
	機能室	1室	
	合計	7室	

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

原則として、千歳市における介護保険事業計画において定められた当事業所が所在する生活圏内

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	午前10時～午後4時
訪問サービス	随時
宿泊サービス	希望時

※受付・相談については、通いサービスの営業時間と同様です。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

従業者の職種	指定基準	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1人	事業内容調整
2. 介護支援専門員	1人	サービスの調整・相談業務
3. 介護職員	利用者3人に対して1人	日常生活の介護・相談業務
4. 看護職員	1人	健康チェック等の医療業務

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 管理者	勤務時間： 8：30～17：30
2. 介護支援専門員	勤務時間： 8：30～17：30
3. 介護職員	主な勤務時間：8：30～17：30 夜間の勤務時間：15：30～9：30 その他、利用者の状況に対応した勤務時間を設定します。
4. 看護職員	勤務時間： 8：30～17：30

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(介護保険の給付の対象となるサービス)

(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合
(介護保険の給付の対象とならないサービス)

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス (契約書第4条参照) ※

以下のサービスについては、利用料金の9割が介護保険から給付され、利用者の自己負担は費用全体の1割の金額となります(制度の改正によりご契約者様の収入によって負担率の変更があります)。ア～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご契約者と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画に定めます((2)参照)。

<サービスの概要>

ア 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

① 食事

- ・ 食事の提供及び食事の介助をします。
- ・ 調理場で利用者が調理することができます。
- ・ 食事サービスの利用は任意です。

② 入浴

- ・入浴または清拭を行います。
- ・衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
- ・入浴サービスの利用は任意です。

③ 排せつ

- ・利用者の状況に応じて適切な排せつの介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。

④ 機能訓練

- ・利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

⑤ 健康チェック

- ・血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

⑥ 送迎サービス

- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ 訪問サービス

- ・利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の機能訓練を提供します。
- ・訪問サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス・電気含む）は無償で使用させていただきます。
- ・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

①医療行為

②ご契約者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受

③飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙

④ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

⑤その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

ウ 宿泊サービス

- ・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

<サービス利用料金>（契約書第5条参照）

利用料金については、重要事項説明書別紙のとおりとなります。

1. サービスに対する利用者負担金は、関係法令に基づいて決められているものとします。契約期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適用されます。
2. 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者を2ヵ月分以上滞納した場合には、事業者は1ヵ月以上の期間を定めて、期間満了までに利用料を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。

3. サービス利用料の1部が介護保険制度上の支給限度額を超える場合は、全額自己負担となります。

(2) 小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者はご契約者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご契約者と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画を定め、その実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載してご契約者に説明の上交付します。

6. 苦情の受付について (契約書第18条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 (担当者)

管理者 原田 ひでみ

○受付時間 毎週月曜日～土曜日

9:00～17:00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

千歳市・区役所 介護保険担当課	所在地 千歳市東雲町2丁目34番地 電話番号 0123-24-0295 受付時間 8:45～17:15
国民健康保険団体連合会	所在地 札幌市中央区南2条西14丁目 電話番号 011-231-6161 FAX 番号 012-321-5178 受付時間 8:45～17:15
北海道社会福祉協議会	所在地 札幌市中央区北2条西7丁目 電話番号 011-241-3976 受付時間 8:45～17:15
千歳市オンブズマン窓口	担 当 千歳市保険福祉オンブズマン事務所 (千歳市保健福祉部福祉課総務係) 直通電話 0123-24-0864 FAX 0123-22-8851

7. 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、利用者等の人権の援護・虐待の防止等の為、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底

8. 身体拘束等の禁止

事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

9. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について提起報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため下記のとおり運営推進会議を設置しています。

<運営推進会議>

構成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者。

開催：隔月で開催。

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言について記録を作成します。

10. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

<協力医療機関・施設>

千歳豊友会病院	所在地	千歳市富丘1丁目618-6
	Tel	0123-24-4191
菅野歯科医院	所在地	千歳市長都駅前1丁目6-12
	Tel	0123-22-8115

11. 非常火災時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。

防火管理者： 糸田 陽大

12. サービス利用にあたっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

小規模多機能ホーム えみな 「エルムの家」

説明者職名

氏名

⑩

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所

氏名

⑩

代理人 住所

氏名

⑩

(利用者との続柄

)

令和 年 月 日

サービス利用料金について

(1) 介護保険の給付対象となるサービス（契約書第5条参照）

＜サービス利用料金＞（契約書第5条参照）

料金表によって、サービス利用料金から介護給付費の給付額を除いた金額（利用者負担）をお支払いいただきます。

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として下記の料金となります。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

ア 通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべてを含んだ一月単位の包括費用の額

利用料金は1ヵ月ごとの包括費用（定額）です。

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度及び同一建物に居住されているか否かに応じて異なります。）

① 同一建物に居住されている方の場合

介護度	介護保険 基本利用料金 月額（一割負担）	介護保険 加算				
		サービス提供体制 強化加算Ⅱ	総合マネジメント 体制強化加算	看護職員配置 加算	認知症加算	介護職員 処遇改善加算Ⅱ
要支援1	3,109円	全員負担	全員負担	要支援の方は 対象外	該当者負担	全員負担 介護保険 利用額の 14.6%
要支援2	6,281円					
要介護1	9,423円	640円	1,200円	要介護と認定 された方	自立度Ⅲ 以上の方 890円	
要介護2	13,849円	若年性認知症利用者受入加算				
要介護3	20,144円	満40歳以上65歳未満の方 要支援の方 450円 要介護の方 800円		加算Ⅰ 900円 加算Ⅱ 700円 加算Ⅲ 480円 のいずれか	要介護2で 自立度Ⅱの 方 460円	
要介護4	22,233円					
要介護5	24,516円					

② 同一建物に居住されていない方の場合

介護度	介護保険基本利用料 金 月額（一割負担）	介護保険 加算				
		サービス提供体制 強化加算Ⅱ	総合マネジメント 体制強化加算	看護職員配置 加算	認知症加算	介護職員等 処遇改善加算Ⅱ
要支援 1	3,450円	全員負担	全員負担	要支援の方は 対象外	該当者負担	全員負担 介護保険 利用額の 14.6%
要支援 2	6,972円					
要介護 1	10,458円	640円	1,200円	要介護と認定 された方	自立度Ⅲ 以上の方 890円	
要介護 2	15,370円	若年性認知症利用者受入加算				
要介護 3	22,359円	満40歳以上65歳未満の方 要支援の方 450円 要介護の方 800円		加算Ⅰ 900円 加算Ⅱ 700円 加算Ⅲ 480円 のいずれか	要介護2で 自立度Ⅱの 方 460円	
要介護 4	24,677円					
要介護 5	27,209円					

☆ 月ごとの包括料金ですので、契約者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、または小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。

☆ 月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い・訪問・宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ ご契約者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます。（下記（2）ア及びイ参照）

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

イ 加算（1日につき）

小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して、30日以内の期間については、初期加算として自己負担が必要となります。30日を超える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

ア 食事の提供（食事代）

ご契約者に提供する食事に要する費用です。

料金：朝食：400円 昼食：700円 夕食：550円

イ 宿泊に要する費用

ご契約者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。

1泊 3,000円

ウ 通常の事業の実施地域以外のご契約者に対する送迎費及び交通費

通常の事業の実施地域以外のご契約者に対する送迎費及び交通費です。

1kmごとに 20円

エ おむつ代

実費

オ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

カ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

キ 洗濯サービス

小規模多機能を利用中に衣服を汚され、お洗濯が必要な方につきまして洗濯代金を別途いただきます。デリケートなものやクリーニングが必要なものはご家族での対応をお願いいたします。乾燥機を利用される方は別途料金が発生します。

1か月・・・500円

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第5条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し次のいずれかの方法により翌月末日までにお支払いください。

- ① 事業所での現金支払
- ② 郵便振込み

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第6条参照）

☆ 小規模多機能型居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、契約者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。

☆ 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

☆ 5.（1）の介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1ヵ月ごとの包括費用（定額）のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。ただし、5.（2）の介護保険の対象外サービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の食費

☆ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。